

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室

②施設・事業所情報

名称：静岡市立大谷こども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：丸山 智子	定員（利用人数）： 90名 （41名）	
所在地：静岡県静岡市駿河区西大谷6番地の8		
TEL：054-237-2476	ホームページ： https://ooyakodomoen.shizuoka.ednet.jp/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和57年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市		
職員数	常勤職員： 7 名	非常勤職員： 3 名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	園長 1名 副園長 1名	事務員 1名
	保育教諭 10名	嘱託医 4名
施設・設備 の概要	（居室数）	
	年齢別保育室 3 多目的室 2	（設備等） 遊戯室、プール、階段室（絵本の部屋） 会議室、園庭、飼育小屋、体育器具室

③理念・基本方針

（1）理念

【静岡市子ども・子育てプラン基本理念】

「静岡市は子どもを大切にします」

【静岡市教育振興基本計画】

「たくましく、そして、しなやかに生きていくことのできる力を持った子どもたちを育てる」

【事業の目的】

- ・ 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施
- ・ 小学校就学前の子どもの保護者に対する子育ての支援

【運営方針】

- ・ 教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します
- ・ 園児の心身の発達と園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

【大谷こども園】

園教育目標 「たくましい子」
 重点目標 「思いを出し合い、遊びを創り出す」
 念願する幼児像 夢中になる子（知・意欲）
 思いやりのある子（徳・心情）
 元気な子（体・態度）

(2) 基本方針

【重点目標のねらい】

- ・自分の好きな遊びに夢中になって自己充実、自己肯定感を育み自信をもつ
- ・遊びの中で言葉を通して友達との関わりを深めていく
- ・地域の自然や遊びの中で感動体験を育んでいく
- ・基本的生活習慣を確立する
- ・基本を踏まえ、自己研鑽する保育教諭

④施設・事業所の特徴的な取組

「生きる力」の基礎を育む～「自尊感情」の育成と「居場所づくり」～

- 1) 幼児が自分の思いで主体的に遊ぶこども園
- 2) 大勢の友達や先生と心を通わせ、信頼関係を育むこども園
- 3) 集団生活の中で一人一人のよさを活かし、自身を育むこども園
- 4) 自然や家庭、地域の教育力を活かし、交流を通して経験を広げるこども園

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年8月1日（契約日） ～ 令和2年2月29日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0 回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◎地の利、人の和に恵まれた環境で子どもたちがのびのびと育っている

園の南に駿河湾を望み、東は有度山の斜面を利用した住宅が立ち並び、西には田畑が広がっている。41名と園児数は少ないが、昭和28年に地域住民の幼児教育への思いから創立された大谷小学校幼童部を始まりとするだけあって、園児たちに向けられる保護者や地域のまなざしには深い理解とあたたかみがある。「大谷こども園応援団」と称して保護者や地域の人々の写真が玄関に並び、昆虫博士、秋の実収集、絵本の読み聞かせ、餅つき、プールのタイル修繕など、園児たちへの惜しみないエールが聞こえてきそうな笑顔にあふれている。また、あいにくの雨でも「久しぶりの雨で楽しい～」と小さな長靴と傘を手に歩く親子の生き生きとした姿も印象的である。広々とした遊戯室で思いきり身体を動かして踊る年中・年長児を、年少児が一途に目で追い一生懸命真似したり、雨が上がるとすぐに園庭をのぞき「もう遊べるかな」とワクワクする子どもたちを横目に、水たまり処理をおこなう職員の姿がある。雨上がりの風が吹けば「凧あげしよう」と留まることなく遊びへの好奇心が育まれている。

◎重点目標に掲げる「思いを出し合い」を具現化した「読書活動モデル園」としての取り組み

家庭で大事に育てられているため気持ちが安定し、明るく、穏やかで優しい子どもたちが、新しいことに挑戦する意欲や、思いを伝えるための豊かな言語を育むことを目的に、昨年度「読書活動モデル園」として取り組んでいる。静岡県子ども読書アドバイザーによる保育者・保護者への講演（「絵本の選書」や「読み聞かせ」）、園児への読み聞かせ、貸出支援（毎月）、PTAによる読み聞かせ会、市立南部図書館での団体貸出（現在も継続して利用）、読み聞かせボランティア団体による読み聞かせの会開催等、これらが功を奏し、多くの園児が進学する大谷小学校の図書館訪問まで実現が叶っている。取り組みを機に、お話を聞いてイメージを膨らませたり、絵画での色使いが増えたりと表現が豊かになり、読書アドバイザーや様々な人との関わりを楽しみ、自分の思いを言葉で伝える姿も増している。取り組みは新たな形で継続され、絵本は保護者・保育者と子どものコミュニケーションツールとして息づいている。

◎遊びの環境を充実し「もっとやりたい」思いを育む取り組みが進められている

思ったこと、感じたことを伝えられるようになってきた子どもたちの遊びや表現をさらに豊かにするために、「子どもの思いに共感しよう（人的環境）」、「子どもがワクワクする遊びの環境を作ろう（物的環境）」、「子どもと共に豊かな表現を楽しもう」と掲げ、保育者自身も様々な人に出会い、体験を積んで表現を豊かにしようと取り組んでいる。また、子どもの遊びに合わせ環境を変化させ、遊びがさらに充実するよう園内研修で実技研修をおこない、様々な教材を取り入れ製作をおこなって保育者間で学び合い、教材を活かした環境設定がなされている。10名の職員が日々挑戦し、赤ペン指導がしっかり入った日案とその記録は、後進の指導にあたる園長、副園長の熱意を物語っている。園庭開放時は遊びが継続され、保護者同士が語り合う場面もあり、園での満ち足りた活動が視

われる。

◎子どもを真ん中に家庭と園とが協力し、みんなが育ち合うPTA活動に支えられている

保護者の働き方の形態が変化し、PTA活動もスリム化しているが、「キラキラ笑顔のお手伝い、我ら大谷こども園応援団」とスローガンを掲げ、保護者同士が楽しみながら連携を深め活動に取り組んでいる。リサイクル活動から津波避難訓練の補助、親子講座や畑での野菜作り、地域団体や近隣学校との連携まで及び、保護者同士のつながりや親子の育ち合い、園や地域の連携には欠かせないものとなっている。これらの取り組みが評価され本年度、全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会において、優良PTA文部科学大臣表彰という栄誉を授かっている。

◇改善を求められる点

◎子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供

畑で季節の野菜を栽培し、クッキングもおこなわれているが、もともと給食施設がないことから外販給食を導入しており、子どもたちの食欲は捗々しくない様子もある。食育効果の観点からも何らかの是正策を期待する。

◎事故防止等の安全確保策の実効性への取り組み

分掌を中心に毎月ヒヤリハットを集めたものをまとめ、職員で事故の原因や予防について話し合い、改善策が施されているが、真に有効な対策であるか追跡評価をおこない、明確にすることを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の受審を受け、一つ一つの項目を確認し、見直していくことで園の強みと課題を多面的に見ることができました。

特に地域の人材や自然を活かした保育、環境保育、日々の保育のつながりを意識した保育、保育を充実するための研修、PTA活動との連携などを高く評価していただいたことは、職員の意欲や自信となりました。また、安全性については、さらに分析し、安心・安全なこども園を目指していきたいと思えます。

今回の受審で指導していただいたことを今一度確認し、教育・保育の質の向上をさらに高め、地域に開かれたこども園としての機能を果たしていきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<コメント> 静岡市の理念や使命を踏まえて策定された園の基本方針や理念は、重要事項説明書、グランドデザイン、要覧、ホームページに記載され、玄関をはじめ事務室、各保育室に掲示されている。年度当初の職員会議で理念・基本方針・グランドデザイン・サービスについて職員に説明、周知が図られ、理念や教育目標が常に意識の中にあるよう会議前に復唱し、理念や基本方針をもとに編成された全体的な計画に沿って企画案を作成している。保護者には新入園児の説明会において重要事項の説明をもって園の教育・保育について周知している。また、PTA総会や進級当初の懇談会でも要覧を配布し、パワーポイントで写真を組み込んでわかりやすく説明し、行事ごとや年度末のアンケートで周知状況を把握している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
<コメント> 全国国公幼・こども園長会、全保協、こども園などの研修会で動向を探り、静岡市地域福祉基本計画(概要版)、第3次静岡市地域福祉計画後期実施計画、静岡市子ども子育て支援プランの内容を把握して分析に活かしている。また、南部保健センターとの関わりや地域の会合の参加で自園の入園数、保護者のニーズ、地域性をまとめ、大谷地区の子育てサロン「しゃんしゃん」で地域の子育て情報を収集し、毎月開催しているおしゃべりサロンの参加人数を把握している。入園者の人数の中長期計画があり、年齢別区分表にて分析、毎月こども園課へ提出している。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	a・◎・c
<コメント>		

把握した情報分析にもとづき、「園運営」「人材育成」「環境」「研修」「地域関係」「家庭との連携」の項目に分けた中長期計画の策定をもって、具体的な課題を示し、評議員会において園の状況を説明している。組織体制、職員体制、人材育成、予算管理等資料配布して職員に周知し、年2回の園評価や評議員会資料より課題を探り、年度後期から「新年度対策」の話合いに向け課題を抽出して改善策を検討している。また保護者アンケートから集計した課題も職員間で話し合っ、結果を保護者に配布しているが、保護者ニーズの変化による園児減少への取組みは課題が残る。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>ビジョンを明示し、「園経営」「人材育成」「教育・保育の質の向上（園内研修）」「保育環境の充実」「安心・安全教育」「施設修繕」「家庭との連携」「PTA」「子育て支援」「地域・施設・学校との連携」「入園関係」の分野に分けた中長期計があり、すべての項目にそのねらいと課題、解決策が表記されている。子どもの増減に関しては、未就園児あそびの会「にこにこ広場」の中長期計画で参加者や園見学者の数から評価をおこなっている。中長期計画は「新年度対策」の話合いを始める年度後期から見直しがおこなわれている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画を踏まえ、学年毎の指導計画、行事、保健、安全、食育、園外教育保育活動、特別支援教育、小学校・家庭・地域との連携、異年齢交流、飼育・栽培、研修、避難訓練等の単年度計画が策定されている。全体的な計画から月ごとに、分掌担当による企画書が作成され実行可能な内容となっている。企画は園長・副園長が企画会をもって検討、修正したものを分掌担当が提示し職員会議でさらに検討していく。実施後は保護者アンケートや評議員評価を通して次年度に活かされている。数値化等できる限り定量的な分析が可能であるとなおよい。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>分掌に示された責務ごとに担当職員が企画案作成後、職員会議で協議し、分掌担当がリーダーとなって行事や研修等が実施されている。行事毎の反省とともに「新年度対策」としての改善点を各自記載後、さらに会議で話し合い次年度に反映している。人事評価、園評価、行事が計画的に実施され、年度末の反省評価をふまえ、「新年度対策」をおこなっている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の主な内容を記載した重要事項説明書や、園目標、教育及び保育内容をわかりやすく図で示したランドデザインの配布・掲示をもって周知し、新年度当初のPTA総会、学年ごとの懇談会、参加会において説明している。パワーポイントを使用し写真を交え、よりわかりやすいよう工夫している。また、毎月のPTA役員会でも次月の行事内容や何を学んでいくか伝え、園便りや月2回のクラス便りにも保育のねらいや内容が記載されている。外国人にはあらかじめ英訳したものを渡し、個別に聴取して理解度を確認している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価受審は今回が初めてであるが、静岡市独自の園評価に取組み、中間反省と年度末に評価委員より評価を受け、毎年ホームページに公表している。「遊び改善構想」として年度ごと抽出される研修テーマに取組み、学級経営案とともに中間で各自反省文書化し、改善策を出し合っている。これらをもとにして月案・週案・日案に落とし込み、反省・評価し次に活かすマネジメントサイクルが定着している。また、研究保育では事前・前日・事後（2回）にそれぞれ研修をおこなって質の向上が図られている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>園評価は職員各自がABCで自己評価した結果にもとづいて合議し、園の課題を明確にして改善策を共有している。中間反省で見直しをおこない、最終評価後、「新年度対策」として話し合い次年度の評価指標を作成している。それらを園長、副園長がまとめ、ランドデザインに反映している。年間を通して取り組んだ研修をもとに遊び改善構想を再構築し、新年度当初に手だてをわかりやすい内容に変更している。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>園の組織重点目標シートを作成して職員に配布し、経営・管理に関する方針と取り組みを明確にしている。新年度の職員会議では年度のグランドデザインを説明・周知し、全体的な計画の中で経営の基本的な方針を掲げている。各職員へ分掌の任命とともに園務内容を明示し、年間計画から月ごとの企画作成を促している。園長不在時の対応は、職員室や保育室に掲示されている苦情処理、怪我対応、嘔吐処理等のフローチャートに記載され、職員に周知している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・◎・c
<p><コメント></p> <p>事業経営コンプライアンス、社会福祉関係法令保育理論や基本方針などの法令、教育公務員特例法等を理解し、パワーハラスメント、リスクマネジメント、政策法務等経営に関する法令研修に参加して研修レポートを人事課に提出している。消費者保護関連法、雇用、労働に関する法令をまとめて備え、サービス、個人情報、リスクチェック、苦情、プライバシー等の事例や細かい内容を説明している。危機管理ガイドも必要な所をコピーして職員会議で周知し、確認後はチェック欄に日付を記入しているが、法令小テストなど、習熟度を測る仕組みがあるとなおよい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>人材育成としての中長期計画を策定し、経験年数や力量に応じた外部研修を進め、月案、週案、日案、クラス便り、教材のアドバイスや、研究保育でのスーパーバイズ、講師を招いた指導も実施されている。また、平成30年度には、園の重点目標実現の手だてのひとつとして、読書活動推進モデル園となり言語活動を豊かにするための取り組みをおこなった。その成果を踏まえて現在も継続するとともに、さらに根付くよう新たな試みも実践している。今年度は、静岡教弘研究補助金で県外の大学研修に職員3名を派遣するなど、精力的に保育の質の向上に努めている。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>分掌一覧を職員室に掲示し、有給や時間外勤務、副園長が作成したローテーション表や週報が偏っていないかを確認して人事や労務基準にそった仕事ができるようにしている。卒園児の保護者に働きかけ、前年度末に不足していた早番パートを確保した例もあり、なかでも、リサイクル活動や防災訓練、親子講座、畑の管理等、多岐にわたりこども園の応援団として献身的に園児の支援をおこなってきたPTA活動を推薦し、平成31年度優良PTA文部科学大臣表彰という栄誉を受けたことは、園が目指す子どもの姿への大きな推進力となっている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材確保と育成に関する方針が静岡市で整えられ、人事評価の育成指標を正規職員に配布し、日々意識できる様にしている。資格表、必要な情報を提供し、資格の更新に遅れる事のないようにしており、正規保育教諭は全員免許更新し、昨年度採用した休眠資格の非常勤保育教諭は本年度更新をおこなっている。人材育成中長期計画にもとづいた堅固な体制で育成が実施されている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価の育成指標にもとづき、全体的な計画に「基本を踏まえ、自己研鑽する保育教諭」と期待する職員像を記載して職員と共有している。静岡市の人事基準により採用や異動、昇給等が周知され、人事評価による自己評価で学期ごと（年3回）面談をおこなって評価・意向把握し、検討している。計画性をもって研修参加を促して職員の資質向上につながるよう努め、処遇改善については園長会で話し合い、課に要望を出している。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>職員の有給休暇、時間外を把握し、無理な労務を行っていないかを調べ改善につながるよう配慮し、パート職員への付与と取得状況も確認している。遅番がないため超過勤務での対応が現状であり、人員不足が課題となっている。腰痛検査の実施とともにメンタルヘルスの研修資料を配布、日頃の行動や様子、顔色に注意を払い、声かけをおこなって職員の健康管理に努めている。面談は定期以外、要望に応じて実施し、園の相談窓口は園長、役所は保健室であることを伝えている。公立学校共済、教職員互助組合、静岡市職員互助会等、福利厚生者の情報を回覧し、年3回の親睦会を実施してコミュニケーションを図っている</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の中で期待する職員像を明確に示し、職員は静岡市教員育成指標を踏まえて業績評価と行動評価シートを作成している。自身の目標を定め、個別面談をおこなって目標設定や項目、水準、期限が明確になっているか確認している。業績評価と行動評価は8月に中間評価、12月に個人面談をおこない、達成目標に向かって計画的に進めるようにアドバイスしている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>望ましい職員像が園内に周知され、静岡市教員育成指標として研修計画が策定されている他、静岡市研修指定園の研修会、国公幼・こども園主催の研修会、保育士会の研修会等、園内研修年間計画がありこれに沿って実施されている。正規職員は計画的に参加するよう一覧表がある。パート職員は、短時間勤務で研修に参加できないため研修報告書を回覧して見るようにしている。園内研修は前期と後期に2回反省と改善策を出し、1月に最終評価を行い、研修集録を作成している。園内研修は充実しているが、外部研修についても研修成果の評価・分析が実施されるとなおよい。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>経験年数を加味し、日々の保育や研修、分掌により知識水準を把握し、こども園課主催、園長会主催、全国国公立幼稚園こども園主催、教育センターなど個々の職員に必要とされる研修を選び出して参加を促している。研修会主催別に分けた個別研修記録を作成し、研修参加後は報告書に、どんなことがためになったのかを記載して、今後の教育・保育に活かせるようにしている。経験の少ない職員に対しては、保育計画の立て方や実践の場で園長・副園長自ら指導をおこなっている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れについてのねらい、目的、基本的な考え方、こども園で学んでほしい事、手順、オリエンテーションの確認事項などのマニュアルを整備し、専門職の研修や育成に関する基本姿勢を明文化している。受入れにあたっては子ども、保護者へ配慮した手紙を配布し、指導担当職員には受入れマニュアルの再確認をおこなって実習生の学年や目的を把握している。実習生に応じた園独自の計画を作成し、実践につながるよう、大学生の教育実習では部分実習、一日実習を組入れている。毎日実習後に副園長、担当保育教諭と反省会を行っている。静岡大学、常葉大学、静岡県立短大の学生からの論文に関する情報提供や園見学、実習など学生が学びやすい環境を整えている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針及び保育内容は園要覧、入園のしおりやホームページにも記載され、予算、決算報告書はPTA総会で配布し説明している。苦情解決体制を職員に周知、伝達して玄関ホールに苦情解決者氏名と重要事項を貼りだしており、申し出のあった苦情には本人に了解を得てお便りや掲示板で公表している。地域の自治会会長や地区長が評議員を務め、園の教育・保育方針をその都度伝え行事の様子をみてもらい、地域の会合では学校長とともに園の教育・保育を常に発信し、また、地区の敬老会、運動会、未就園児の会にて園の教育・保育方針を伝え、年度当初には未就園児の会についての年間計画を各町内に配布している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>毎年、こども園課の事務説明会に参加し、消耗、備品、印刷費備蓄等購入項目に応じて事務処理や取引の仕方などルール説明を受けている。前年度予算表、当年度予算から支払いまでの経過が分かる資料を備え、職員は事務処理基礎研修で指導を受けている。PTAの監査書類総会がおこなわれるほか、年に一度社会福祉施設指導監査を受け、順番で実地監査を受ける仕組みになっているが一般的に外部監査に値するものではない。政令であることで義務づけられた「包括外部監査契約に基づく監査」が該当するが、こちらは毎年あるわけではなく順番待ちのような状況にある点において十分とはいえない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画や全体的な計画にねらいと内容を文書化し、企画書に具体的な計画が記載されている。学校、図書館、保健センター、美術館、るくるなど地域の情報紙等を玄関ホールに展示し、誰でも自由に見られるようにしてある。地域の敬老会や運動会、高齢者施設訪問、社協ふれあい会、「大谷神輿会」による餅つきや鏡開き、子育てサロン「しゃんしゃん」への参加は毎年恒例となっており、大谷不動尊大祭、大谷海岸清掃、地区防災訓練等には親子で参加するように知らせている。活動の様子は玄関に掲示された写真に納まり、長年見守られ、培われた地域との深い関係性がうかがわれる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㊟・b・c
<p><コメント></p>		

<p>ボランティア受け入れの基本姿勢をマニュアルに明文化し、登録手続き、配置、事前説明等に関する書類を備えている。保護者参加行事等でボランティアを受け入れることが多く、保護者にも説明している。受入れにあたっては、手をひっぱらない、個人情報を漏らさないなどトラブルや事故を防ぐための研修をおこなっている。園の運動会では「静大 学校支援ボランティア活動」を利用し、オリエンテーションを設けて園の教育について理解を図っている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊟・b・c
<p><コメント> 地域の関係機関・団体につて、個々の子どもの状況に添った必要な施設などの連絡先を備え、子育てハンドブックをすぐに取り出せる場所に配置している。南部保健センターの会合に出席し、大谷地区社会福祉協議会との連携、大谷地区の未就園児の担当者も務める児童委員と連絡を取り合っ、小学校との兄弟関係で家庭が不安な場合はすぐに連絡をとり対応している。虐待が疑われる家庭について、子育て支援課の家庭児童相談係、小学校、支援課、担当医師、通所施設など関係機関と連携をおこなっている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント> 園庭開放は、降園後の2時から3時まで在園児対象におこない、未就園児あそびの会「にこにこ広場」を年間計画に沿って開催し相談を受付けている。保健士、栄養士、歯科衛生士、おはなしの会の「子育て講演会」も実施するほか、社会福祉協議会と連携し、年1回地域の老人を「触れ合いの会」として招待している。また「大谷地区防災教育推進のための連絡会議」に参加して地域の防災について情報を得たり、大谷地区社会福祉協議会、南中学校区青少年健全育成会、地区敬老会・運動会、久能山東照宮節分などに毎年参加して福祉ニーズの把握に努めている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント> おしゃべりサロンの参加保護者との交流をはかり、話を聞くことで地域のニーズを捉え、南部保健センター、大里保健センター、大谷地区社会福祉協議会、久能こども園、高松こども園、富士見台こども園のネットワークをもって地域の子育て支援事業に役立っている。地域の懇話会に参加し地域の防災関係、老人福祉施設など、様々なニーズを把握して連携もっている。地域住民の幼児教育への思いから創設された本園には、地域の人々の教育への理解が深く、南中学校区青少年健全育成会、南中学校防犯連絡協議会、都市計画道路下大谷線駿河地区整備促進協議会学区の様々な団体に所属して地域貢献を図っている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の園経営の基本方針を学期ごとに職員会議にて確認し、「倫理綱領」を各クラスに設置、読み合わせをして、ジェンダーについても研修をおこなうなど丁寧な取組みがなされている。毎月行われる誕生会では、その月に生まれた子どもを祝うとともに、保護者も来園して園全体でお祝いし、その子の良さや頑張りを園長が紹介している。国際理解講座を年に一度開催し、中国の人から文化や簡単な中国語、ゲームなどを紹介してもらったこともある。園にも在籍しているため中国に親しみを感じてもらっている。世界地図や地球儀を身近な場所に置くことで様々な国や友達に親しみを感じる姿が見られている。また、人権教育事業を園で実施し、年中・年長の園児や希望の保護者が参加。全保護者には、お便りで知らせている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー尊重マニュアルを作成し、職員で読み合わせをしている。水着に着替える時、ついたてや遮光ネットなどを置きプライバシー保護に努め、入園前のオリエンテーションや重要事項説明においてプライバシー保護についての資料を保護者に配布し同意書を頂いている。日々の保育の中で排泄や発育測定に着替えを行うときは、外から見えないように配慮し、おもらしなどしてしまった際には他の職員に声を掛け、人目につかないような場所にて1対1で着替え、対応している。個人情報・プライバシーの漏えいの際の対応フローチャートを作成し、職員室に置きいつでも確認できるようにしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・◎・c
<p><コメント></p> <p>要覧を学校に配布し、入園手続きや園要覧、入園のしおりなど手続きに必要な書類を用意し、写真や図を入れわかりやすいよう作成している。園見学受付記録簿を作成し、見学希望者に都合を聞いて個別に資料を渡して説明し、園内施設や子どもたちの見学をしてもらっている。さらに詳しい事を聞きたい人には園長がパワーポイントで園児の遊びの姿の写真を見せている。入園に関する資料や要覧については11月から見直しを始め、内容を相談している。市で作成する子育てハンドブックに情報を載せるとともにホームページでも情報の変更があった場合は改訂している。10月から給食費実費、保育料無償化の説明を行っている</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	◎・b・c

<p><コメント></p> <p>保育の開始については重要事項説明会とPTA総会で説明し、重要事項説明書の同意書、確認書をとっている。1号児から2号児に変更の際は保護者の希望を聞き、こども園課、子育て支援課に連絡して変更の手続きや書類の記入を説明している。また、入園説明会では入園のしおりや今後の予定等を配布、説明し、行事の変更の際は園便りや学年便り、掲示板で知らせ、保護者の出席をお願いする行事は早めに園便りで知らせている。特に配慮が必要な保護者に対しては、説明の際に園で必要な物の実物を見せたり、作り方を知らせたり保育室や子どもの様子をみてもらい詳しい説明を添えている。また、用品の注文の書き方も知らせている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>施設利用変更手続きのマニュアルに従い、市へ連絡・報告とともに転入园へ連絡して転入についての手続きをおこなっている。保護者には提出する前に在園証明書を渡し、他園に転入园した旨の連絡があり次第、指導要録抄本の作成をし、次の園へのスムーズな変更を行っている。卒園児の相談窓口を副園長として説明書を作成し、保護者に卒園後も相談を受ける旨を知らせ、卒園児受付記録簿を書いて相談にのるようにしている。園長自ら小学校の参観会に顔を出して話す機会もあるため形式的な相談対応例はないが、卒園後に親子で遊びに来た際、「話ができてスッキリした」といった事例はある。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中から日案での記録をまとめ、子どもの表れや成長の様子を写真と共に、学年便りの裏面を利用して知らせている。保護者参加行事ごとと、年に一度保育全体を通したアンケートを実施し、また、家庭訪問（希望者に対して年1回。8割が希望している）、懇談会（年2回）、個人面談（年2回）等、保護者を通して子どもの満足感を把握している。懇談会は学年役員を中心に進め、保育教諭も出席し、さらに毎月のPTA役員会では園長・副園長が役員として同席し、会員からでた疑問や行事、その他の取組みに対する意見を聞いて改善に努めている。保護者参加行事後のアンケートは、内容をまとめてお便りで配布し、保育全体に関するアンケート結果から改善策を検討し次年度につなげている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決マニュアル（フロチャート）を用意している。保護者の目の届くところにポスターを掲示して、担任が苦情を受けた場合は必ず副園長、園長に報告し、全員で共有しなければならないもの、そうでないものを選択して必ず伝えている。苦情内容は、苦情受付・記録簿に記録し、職員間で対応策を講じて関係者と話し合い、内容の改善に努めて対応し、申し出のあった人に配慮してお便りや掲示板で知らせている。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>相談窓口や相談する人を選べる旨の文書を作り配布すると共に、保護者にわかりやすいように玄関ホールにポスターを掲示している。他の保護者に目に入らない場所を確保して会議室を相談室として利用している。相談フローはイラスト入りで担当者や責任者が記されており、入園児のしおり等にもあればなおわかりやすい。毎朝園長が門で出迎え、いつもと違う様子がみられれば声をかけて、日常的に話を聞く姿勢を示し、遊戯室で立ち話として心置きなく話せるよう配慮している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>相談マニュアルを作成し、年に1回の見直しをおこなっている。毎日の園児の受け渡しの際に笑顔で対応し、保護者から気軽に相談や質問・疑問を聞く態度を示すとともに、保護者やPTA役員会でた意見や要望に対して、即答できるものはその場で、検討が必要な場合は次回のPTA役員会で改善の道筋や取り組み状況を伝え保護者にも伝えている。改善できることは職員全員で話し合い、PTA役員会でも相談を重ね、内容によっては子どもと話し合う場を設けている。申し出た保護者に事実確認した内容や話し合いの経緯、結果などを伝えるとともに園便りなどで知らせている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>事故発生時のマニュアルを用意し、職員と共通理解のもと、各クラスにもマニュアルを設置して常に見ることができるようにしている。4月の会議で分掌を決定してヒヤリハットの責任者を明確化し、職員会議時にヒヤリハットの検討を行っている。各回のヒヤリハットを集めたものをまとめ毎月、職員で事故の原因や予防について一度話し合い、改善策を施している。毎日の早番の安全点検・月に1回の施設安全点検を実施し、危険な箇所や安全確保をおこなって評価し、課に報告している。ヒヤリハットの改善策が有効であったか追跡評価がおこなわれるとさらによい。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルを作成して感染症対策の管理体制を決め、感染症対応フローチャートを備えている。必要な用具の確認や薬剤の確保をすると共に各クラスに感染症対応マニュアルを設置し、バケツの中に必要な道具を入れ、使った後には補充している。副園長を中心として、マニュアルの確認、インフルエンザ、嘔吐下痢に関する研修を職員とおこなっている。インフルエンザが流行した際には、他の園児との接触を避け、保育室の床、椅子、ロッカーなど規定に沿って消毒した。感染症が発症したら、掲示板に人数を記入したものを貼り、保護者に知らせている。少しの熱でもしっかり休んで家庭での休養が取れるため、現状は懸念</p>		

するほど拡がりはない。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>災害時の対応マニュアルと体制を整え、海拔7.6メートルで海岸に近いことから地震発生時の津波被害を想定し、年に7回海拔34.1メートルの駿河台公園に避難する訓練と、年1回大谷小学校4階にて保護者への引き渡し訓練をおこなっている。各クラスに避難経路図を設置して確認するとともに、保育に必要な備蓄品や災害用トイレ、発電機、水、食料を用意している。保護者には子どもの安否確認方法や避難・待機場所、お迎え等を事前に入園のしおり、重要事項説明書で知らせている。食糧・備蓄品のリストを作成して3日分の献立を考え、管理者を副園長と定め管理している。防災計画は年度当初に整備し、大谷小に園用備蓄品の保管を依頼し、地震・津波訓練の駿河台公園避難時には、PTA防犯委員の補助を依頼したり、地区の防災会議に園長、PTA会長、防犯委員長が出席し、地区の警察、学校、自治会の防災委員、自治会長などとの話し合いにより連携を図っている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>児童憲章、子どもの権利条約の文章を明示し、全職員で「保育のしおり」を周知している。全体的な計画が立案され日案や週案、月案を計画・反省・評価し保育の標準化を図っている。職員個々への指導は、年3回人事評価に基づいた園長面接や自己評価の面接の際に実施している。日案の中に個人名を入れて個々に対応し、前日の保育の反省と月案、週案を基に次の日の保育内容を作成し、子どもの遊びや活動の姿から、保育内容を変えている。研究保育を各学年実施し、事前研修と当日の事後研修をおこなう中で、子どもの個々の課題や表れに対応した保育教諭の支援の仕方や環境の工夫など話し合い、保育の標準化を行っている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月園内研修にて指導計画を見直し、職員会議で行事の企画案について検討、見直しをおこなっている。研究保育では、外部講師を招き年3回反省、評価をする事後研修の機会をもち、評議委員会が保育を年2回、行事を年2回以上見てその都度保育について評価や意見を聴取している。指導計画の立案、反省の中で全体的な計画の内容が反映されているか検討しながら進め、全体的な計画の内容については「新年度対策」として話し合いをもち、改善をおこなったところや欠けていたところを補って次年度の重点目標や、力を入れるべき観点を決めている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	㊟・b・c

<p><コメント></p> <p>全体的な計画に含まれている教育課程に基づきクラスの実態を踏まえ、各学年の学級経営案、月案を各クラス作成している。また、月案は静岡市こども園保育改善資料を参考に自園の子どもの姿を照らし合わせ作成している。保護者からの行事後のアンケートや年1回の保育アンケートの結果を参考に全体構想を策定し、年3回の評議委員会では地域の連合自治会長、西大谷自治会長、民生児童委員、前園長、前年度PTA会長5名の評価を得ている。支援の必要な園児にはそれぞれサポートプランを作成し、内容について保護者との面談を年3回実施している。園内研修においてもサポートプランの検討を行い、必要に応じて関係機関と連携を深めている。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画は月に1回反省・評価、次月の内容検討をおこなう。検討会は園長、副園長、各担任、加配担当が参加し、見直した計画は変更後の計画案を紙ベースで職員に渡し、口頭でも伝え、変更があった場合は全職員で話し合い、打合せ等で報告している。指導計画の中で反省・評価して新年度にむけて課題を明確にし、教育・保育課程、学級経営案、日案など次の内容に反映している。教育・保育課程は学期毎に、月案は月末に反省・評価し、次月の月案に生かし全職員で検討し共通理解を深めている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>日案、家庭訪問や個人面談の書式を定め、支援を必要とする園児は、日々の記録やサポートプランの形式を決めて記入し、すべての園児の記録は、年度末に市で定められた指導要録にまとめている。指導要録は作成前に記入内容について研修を行い共通理解するようにしている。日案では記録内容や書き方に差異が生じないように、園長・副園長がスーパーバイザーとして日々赤ペン修正を入れている。サポートプランは研修会に参加して記入方法を学び、マニュアルを見て記入している。長時間残る子に対する引継ぎは、2号児用保育日誌に記入し口頭でも伝えている。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市個人情報保護条例にもとづき、市で定められた文書管理記録や廃棄文書の指定に沿って、廃棄する期日を守っている。廃棄の方法は市で定められたように溶解文書にまとめ、処理している。また、フローチャートを作成し、責任者を配置し漏洩が万が一起きた場合の対応をつくっている。記録管理責任者を園長と定め、職員に鍵のかかる書庫にしまうように指示し、カメラやUSBの数や貸し出し簿を作成し、遅番記録簿を改訂し確認している。また毎月個人情報流失防止チェックリストを提出している。職員はマニュアルを読み合い、話し合うとともに記録簿に記入して持ち出している。保護者には重要事項説明時に個人情報について話をし、同意を得ている。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>児童憲章、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、地域の実態、新年度対策、育てたい10の姿等を踏まえ、園の教育目標、重点目標、基本方針にもとづいてグランドデザインを作成し、全体的な計画を編成している。職員での研修をもとに副園長が中心となり、地域の実態、子どもと家庭の状況や子どもの発達に応じて長期的見通しをもって編成され、毎月の月案検討、園評価、研修の反省を通して、学期ごとに各年齢の発達の様子から教育課程を見直し、評価して次年度の教育課程の編成に活かしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>薬剤師による照度、プール施設検査、夏期空気検査、ダニ、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物検査などの環境検査や、副園長による毎日の水質検査や月に一度の施設・遊具安全点検の他、月初めに職員が担当クラス以外の点検場所を分担して点検をおこない安全チェックリストに記入している。寝具にはほこりがつかないようにカバーをかけて、職員室の病児用寝具を年に1回クリーニングに出し、各保育室に温度湿度計、空気清浄器を備え定時に副園長が確認し記録している。園児が少ないこともあるが、広い廊下と絵本の部屋、多目的室が配され、豊富な教材とうさぎやメダカ、地域の人々や保護者の協力で彩られたプランターが並び、一人ひとりの子どもがお気に入りの場所をみつけてくつろげる環境となっている。施設の老朽化については順次修繕を期待する。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・◎・c
<p><コメント></p> <p>年度初めの家庭訪問、懇談会、年2回の個人面談を通して子どもの発達の姿、家庭の様子を把握するようにしている。個人記録を作成し、副園長、園長が確認、職員で共通理解したい点については打合せや会議等で報告している。月案、週案、日案、学級経営案で子どもを受容するための援助内容を記し実践している。日案に子どもの姿と保育教諭の援助の仕方を記し、副園長・園長が日案を確認し、子どもの姿と保育教諭の援助についてピンポイントで指導、助言を記入している。子どもとの関係を築く基本として、穏やかな声かけや笑顔の保育を心がけ、子どものモデルであり最大の環境であることを意識している。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる	◎・b・c

	環境の整備、援助を行っている。		
<p><コメント></p> <p>教育課程に各年齢の期ごとにあった基本的な生活習慣が身に付くような援助が記載され日々の保育の中に組み込んでいる。月案や週案、日案やサポートプランで一人一人に合った基本的な生活習慣を身に付けられるように計画をたて、食事や排泄等では、焦らなくていいように時間に余裕を持ち、子どもが「自分でやってみよう」とする気持ちを尊重している。帰りの引き渡し時や家庭訪問、懇談会、個人面談等で家庭での生活状況や生活環境などと園での様子を照らし合わせながら環境整備や援助をするように心がけ、おたよりを通じて基本的な生活習慣について保護者に伝え連携を図っている。また、子どもには絵本や紙芝居を用いて、理解できるように働きかけている。</p>			
A⑤	A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達の様子、今の子どもの姿に合わせた環境を用意し、日々の保育の中で子どもの様子に合わせて、いつでも遊びができる環境、教材がすぐとれる環境を整えるとともに、園内研修で実技研修を行い、様々な教材を取り入れ製作を行うことで、保育者間で学び合い教材を活用し環境設定できるようにしている。毎朝全園児が園庭で遊ぶことにより、子どもの遊びの様子を全職員で共有することができ、毎日の打合せや日々の保育者間の会話の中で、子どもの成長やがんばりを伝え合うことができている。また、地域の中に、子どもたちの遊びや施設修繕など協力者が多く、「こども園応援団」のパネルを作成し、こども園に対してたくさんの方がかかわり、見守られていることを伝え、かかわりを楽しんでいる。園の環境の良さを最大限に活用し、春にはお花見や育てた花で色水をし、夏には砂、泥、水を使った遊びを、秋にはどんぐり拾いや近隣に出かけ自然物を集め、園に戻って遊びに取り入れている。園近くの畑で、季節に合わせて野菜を栽培し収穫、調理したり、園内でも季節の野菜や花を毎日世話しながら生長を見て育てている。海の生き物教室、駿河区応援隊とろべー、移動図書館等、市政のイベントや学習会を利用し協力してもらう事で、園だけでは体験できないことも経験できるようするなど、多方面にわたる保育が展開されている。</p>			
A⑥	A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>（受入れなし）</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>（受入れなし）</p>			

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>初めての集団生活にまず安心して生活できるように、個々の様子を見ながら信頼関係を作り丁寧に関わることを心がけ、子どもの姿、遊びに合わせた環境設定や子どもの興味、関心を引くような教材環境を整えている。友だちとのかかわりの中で様々な経験をし、吸収していく時期であるため、かかわりが深められるグループ活動、ペア活動をもち、集団遊びを増やしている。一人一人が自分の思いを友だちに伝えたり、思いを受け止めたりすることができるようになる年齢であるため、友だちと協力したり、一緒に考えたり、一つの目的に向かってやり遂げようとする姿が増えてくるため、子どもの姿や遊びの様子に合わせた環境設定を心がけている。グループ活動の場、話し合いの場を意図的に作り、協同で遊ぶ場を作ったりしている。訪問時は教室や廊下、絵本の部屋でそれぞれの子どもの興味・関心のある遊びに集まり、友だちとのかかわりを楽しみながら「もっと～したい」の意欲が引き出せるタイミングで保育者がかかわり、その瞬間の子どもたちの眼の輝きは印象深い。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達に合わせて、ロッカーの位置や椅子、机にわかりやすい表示をしている。個別の日誌の記入やサポートプランを作成し、動きに合わせた声かけや、好きなもの、夢中になれるものを探り、長期にわたりスモールステップで成長できるように保育をしている。降園時は保護者と丁寧にかかわりをもち、子どもの様子を伝えている。子どもの療育の日程の把握をするために面談資料を作成し、保護者の思いや不安に気づき、解決していけるようにしている。研修で学んだ知識や情報を職員に報告する場を設け活用し、学期ごとの面談をおこない、就学に向けて小学校と特別支援学校の体験等の情報を保護者に伝えている</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>保育者の引き継ぎに漏れがないよう打合せファイルを作成し伝達している。2号児の1日の生活を配慮する月案・週案を作成し、長期休業日には、年齢に応じた環境構成を行うようにしている。2号児の部屋として10畳のお昼寝スペースを用意し、冷暖房、空気清浄器を設定している。また、季節に応じてゴザ等用意したり、年齢の異なる子どもと一緒に遊ぶことを配慮し、遊ぶ内容によって部屋のスペースを分けたり、午睡後はおやつ時間を設けている。クラスの活動を知らせるボードは玄関に用意し、登園、降園時の受け入れ、引き渡しに子どもの様子を伝え合える時間を設けている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>年間保育計画の中に小学校との連携行事を位置づけ、子どもたちの小学校への憧れや期待を高める機会を作っている。入学当初に昨年度卒園した1年生を招待し「1年生にここに広場」</p>		

をおこない、卒園児も安心して過ごせる場を提供すると共に、年長児も小学校への興味や期待をもつ機会としている。教育課程の中のアプローチカリキュラムを月案に活かし子どもたちが就学への期待をもつように学級経営案に組み込んで、小学校の図書館利用や授業の見学、プール利用や校庭で遊ぶなど小学校の生活を知る機会を設けている。また、就学児検診において子どもと保護者が小学校以降の生活について見通しをもてる機会となるよう連携を図り、こども園の研究保育や公開保育に小学校教員が参観し、小学校の公開保育や授業参観に園から出向き双方を理解する場を設けている。指導要録は子どもの姿から保育教諭の手立て、成長の姿を記録し作成している

A-1-(3) 健康管理

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	◎・b・c
-----	------------------------------	-------

<コメント>

保健計画を作成し、一人ひとりの子どもの健康状態、発育・発達状態に応じて子どもの心身の健康の保持増進を図っている。マラソンやプール時には、朝食摂取状況や睡眠状況、参加の可否について記入する健康カードを毎日提出してもらって健康状態を把握している。体調変化や怪我は保護者と連絡を取って対応し、必要に応じて病院受診をしている。既往歴や予防接種について記載がある保健調査表や内科検診時（年2回）におこなう問診票で、健康に関わる情報を得られるようにし、毎月の職員会議で職員に周知されている。ナースだよりで子どもの健康について知らせ、3歳以上児の園であるが、SIDSについて周知できるように研修をおこなっている。

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	◎・b・c
-----	-----------------------------------	-------

<コメント>

健診後は園医と園児個々の様子を聞き、保護者に伝えるようにしている。健康診断や歯科検診の結果は記録して担任に知らせると共に、「治療のすすめ」に目を通して内容を確認し、治療済の書類を受け取っている。歯科衛生士による歯磨き教室を年1回実施し、その中で歯の大切さや歯磨きの仕方など指導を受け、毎日歯磨き、年中長児はフッ化物洗口を行っている。ナースだよりで職員、保護者に周知し、体の健康に関してはおたよりや長期休み前に「早寝・早起き・朝ごはん」を保護者や子どもに伝えている。医者に診てもらっていない場合には勧告書を出して声をかけるようにすると共に、こども園課の看護師と連携しアドバイスを受けている。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	◎・b・c
-----	--	-------

<コメント>

アレルギー疾患の園児に対しては、ガイドラインを基に静岡市で作成された「静岡市公立こども園での食物アレルギー対応（実施、変更、解除）事務手続きマニュアル」に沿って医師の診断を得て給食やおやつ除去を行っている。慢性疾患の園児に対しては医師の指示のもと対応し、アレルギー疾患児は家庭より弁当を持参している。隣に座る子どもの食事を間違えて食べないように、席は単独にして職員が付き添っている。給食は全園児、給食か弁当持参か選べるため、アレルギー疾患児も他児との相違感は少ないと思われる。誕生会のおやつやクッキング保育などで、明らかに個別対応が必要な場合は家庭に協力してもらい、他の子と相違ないようなものを用意してもらい協力を仰いでいる。アレルギー疾患の資料を作成し研修をおこない、PTA行事でおやつなどを提供する際にはアレルギー疾患について資料を渡

し、共通認識してもらっている。		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の中で食育の年間計画を作成、実施し、食に対する経験ができるようにしている。栽培、収穫、クッキングとつながりのある活動を通して子どもたちの食への関心を育むことを心がけ、ジャガイモやさつまいも掘りはPTA役員に協力してもらい実施している。月に1回食育だよりを発行し、保護者も食に関心をもつよう呼びかけている。年少児は園生活に慣れることを大切に、家庭での食事の様子を聞きながら少しずつ食事に慣れ、量にも配慮しながら、友達と一緒に食べる楽しさを味わえるようにしている。年中・年長児は、食に関する会話をしながら、楽しい雰囲気の中で食事ができるようにしている。給食を希望している子は外販給食のため指定された弁当箱で提供され、ご飯は個に応じた量を配膳し、副食は個に合わせた量を調整している。家庭と連携し箸の使い方、姿勢など食事のマナーの指導を取り入れている。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>外販給食の献立・調理はこども園課の栄養士が担当し、残食や検食簿を記録している。外販給食のため献立や調理は反映できないが、嗜好調査を実施して盛りつけで加減している。こども園課から送られてくる行事食や献立を保護者に知らせ、園のクッキングで夏野菜カレーやふかしいも、さつまいもカレー作りなどおこなっている。調理員・栄養士はいないので、副園長や園長が子どもの様子や話を聞くようにしている。衛生管理のマニュアルを作成し、衛生管理にもとづいて手指の消毒を徹底し、給食の管理簿の記入や水の塩素管理、冷蔵庫の管理をしている。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>降園時に、保護者一人ひとりにその日の子どもの姿や意欲的に取り組んだこと、がんばったことなどを伝えてコミュニケーションを図り、信頼関係の構築に努めている。玄関のホワイトボードや毎月のクラスだより、参加懇談会はもとより、園の畑の管理（草取り、水かけ等）を保護者と共に行い、収穫の喜びを一緒に味わったり、園行事に保護者ボランティアを募り参加を呼びかけたり、成長の様子を保育者と共有している。また、PTA活動として保護者が子どものための「お楽しみ会」で遊びを考え、子どもの思いに沿って保育者と共に遊びを楽しむ企画もある。さらにPTA講座（食育について）ではお月見の会を行い、保護者と共に踊ったり保護者が作った月見団子を味わったり、津波避難訓練で園外に避難する時は、避</p>		

<p>難経路の危険個所に保護者が立って見守り、子どもが真剣に避難する姿を見てもらうことで、日頃の訓練の大切さを伝えている。家庭訪問、個人面談の内容をまとめ、家庭からの話を必要に応じて記録している</p>		
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
A18	<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a・㊸・c
<p><コメント> 登園時は園長が門に立ち、親子であいさつを交わし、クラス保育室で担任がていねいな受入れをおこない、降園時は、迎えに来た保護者にクラス全体の遊びの姿を伝え、一人ひとりに様子を伝え引き渡す安心の光景がある。毎日の子どもの受渡しには表れや頑張ったことを保護者に必ず伝え、いつでも話せる雰囲気づくりに努め、個別に相談したい保護者には会議室を相談室として応じている。家庭訪問や懇談・面談は保護者の就労を考え、都合を聞いて計画を立て実施し、相談内容に応じてことばの教室やきらり、医療福祉センター、学童のシステムの紹介をおこなっている。家庭訪問や懇談会の内容、相談は園長、副園長に報告し助言を受け、担任では即答できないことについては、その場で答えなくて「大切なことですので、園で確認して後日ご連絡します」と伝え園長、副園長に知らせることとしている。</p>		
A19	<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a・㊸・c
<p><コメント> 虐待予防フローチャートを備え、虐待等権利侵害が疑われた場合の体制を整えている。園での健康状態（特に登園、毎月の発育測定時）を観察し、連絡がなく欠席した場合は、その日に電話連絡して状況把握し、早期発見に努めている。毎日の打合せ時に子どもの姿を伝えると共に気になる親子に対して職員間で情報共有し、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。職員で児童虐待マニュアルについて研修をおこない、虐待予防における保育者の対応を周知している。駿河区子育て支援課児童相談係との連携を密に取り、精神面で支援が必要な保護者に対しては、声かけを多くしコミュニケーションをとり、変化に気づくように配慮している。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
A20	<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	㊸・b・c
<p><コメント> 日々の日案のねらいについて実践した保育がどうだったか、毎日の打合せ時に全職員がクラスや保育者自身の振り返りをおこない、日案に反映し次の日の保育に活かしている。月案では「幼児期に育てたい10の姿」を踏まえ、先月の実践の振り返りをし、週案で具体的なあそびや活動の計画や見通しをするようにしている。日々の子どもの姿をていねいに見取り、自身の保育が適切であったか反省、評価している。クラス担任一人一回の研究保育をおこない、指導案を作成するために事前研で内容を話し合っている。指導案は園長、副園長が訂正</p>		

し、研究保育は講師を招いて実施、事後研修は研修の手立てを話合って深め、自身で記録をまとめて次の保育に活かしている。「新年度対策」や園内研修のまとめ、園評価を自身で振り返り評価し、さらに職員全体で話し合い、園全体の評価につなげている。